

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

宇都宮 啓 吾

目次

- 一、はじめに
- 二、漢語「誕生」の読法
- 三、平安時代の伝記資料に於ける漢語「誕生」の用法
- 四、平安時代以前の和文に於ける漢語「誕生」の使用状況
- 五、平安時代以前の日本漢文に於ける漢語「誕生」の使用状況
- 六、中国文献との関わり——漢語「誕生」の受容経路——
- 七、おわりに

一、はじめに

近年、漢語研究が高まりを見せ、量的な検討のみならず、個々の漢語の意味、用法に關しての詳細な検討も進められている。

稿者は、前稿に於いて、和漢混淆文に於ける漢語「終焉」の出自が、国語史研究上等閑視されてきた「往生伝」に求められることを述べ、同時に、「往生伝」、又、広くは伝記類和化漢文に注目すべきことを述べた。⁽¹⁾

本稿では、このことを踏まえた上で、本邦の伝記資料に於ける漢語「誕生」を取り上げ、出生の対象、即ち、出生する人物に注目した用法の検討を行なう。

二、漢語「誕生」の読法

始めに、漢語「誕生」の読法が如何なるものであったのかを検討する。

I、漢語「誕生」の読法

まず、古辞書の用例を検討すると、次の△資料1▽に掲げたように、黒川本『色葉字類抄』を始めとして、孰れの資料に於いてもその読法を「タンジヤウ」としている。

△資料1▽古辞書の用例

- ・ 誕生 タンジヤウ
同(未解) (黒川本『色葉字類抄』中夕疊字9ウ8)
- ・ Tanjō. タンジヤウ (誕生) Vmare, uru. (生れぬ, る) 仕生 (邦訳『日葡辞書』)
(『伊京集』42・8)
- ・ 誕生 タンジヤウ
(饅頭屋本『節用集』63・4)
- ・ 誕生 タンジヤウ
(黒川本『節用集』76・6)
- ・ 誕生 タンジヤウ
(易林本『節用集』94・4)

この△資料1▽の古辞書の例のみならず、一般資料に於いても、次の△資料2▽の『三帖和讃』のように、「タンジヤウ」と読まれている。

△資料2▽一般資料の用例

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

・誕生 クムニヤウ シテ (『三帖和讃』浄土高僧和讃123・1)

このような例の存在によって、漢語「誕生」は、「タンジャウ」と読まれたと考えられる。

II、漢語「誕生」の字音の系統

そして、この読法が、漢音読、呉音読の孰れであるのかを検討すると、以下の呉音資料に於ける読法と一致する。

《韻鏡》

誕：外転第二十三開 山摂 舌音 旱韻 第一等 上声

生：外転第三十三開 梗摂 齒音 庚韻 第二等 平声

《呉音資料》

・示シ。誕タル 徒旱反

(高山寺本『新譯華嚴經音義』31ウ4)

・生シ イワフル
ナワマル
ナル

(『法華經音訓』9・3・4)

《漢音資料》

・載サイ。誕タル クムニヤウ

(興福寺藏『大慈恩寺三藏法師傳』一55)

・杜ト。后コト。生セイ。齒シ

(長承本『蒙求』10)

このような結果から、漢語「誕生」は、呉音で「タンジャウ」と読まれたものと考えられる。

三、平安時代の伝記資料に於ける漢語「誕生」の用法

本邦の伝記資料に於ける漢語「誕生」が如何なる用法で用いられているのかを知る為に、平安時代の伝記資料に現れる漢語「誕生」の出現状況とその用例とを以下に示した。(用例の下の丸括弧は、所在と出生の対象を示している。)

表1 (排列は時代順。作品名の下の数値が用例数。但し、数値の示されていない作品は、用例が存しないことを示す。)

元興寺伽藍緣起		堅師記	
唐大和上東征傳	1	大師御行狀集記	1
空海僧都傳		傳教大師御行狀記	
日本靈異記	2	日本往生極樂記	
鑑眞和上三異事		大日本國法華驗記	
叡山大師傳		續本朝往生傳	
傳教大師行業記		拾遺往生傳	5
興福寺緣起		後拾遺往生傳	1
上宮聖德法王帝說		三外往生記	2
慈覺大師傳	1	本朝新修往生傳	
聖德太子傳曆		弘法大師御傳	3
贈大僧正空海和上傳記	1	高野山往生傳	1
金剛峰寺建立修行緣起	1	當麻曼茶羅緣起	
金剛峰寺契定第三傳法二會式日		諸山緣起	
敬勸應奉造佛塔曼茶羅等事		粉河寺緣起	

○唐大和上東征傳

1 仍語弟子僧法智、此福地也、可立伽藍、今遂成寺、可謂明鑒之先見也、和上誕生像季、親爲佛使、(…鑒眞)

○日本靈異記

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

2 卽依皇子誕生于時朝廷大賀大赦天下不加刑罰 (150・5・皇子)

3 延曆十八年比叺。丹治比夫人誕生一王子。(446・17・皇子)

○慈覺大師傳

4 延曆十三年。大師誕生。是日。紫雲覆屋上。(683・最澄)

○贈大僧正空海和上傳記

5 去寶龜五年。甲寅誕生。殊有異相。(490・空海)

○金剛峰寺建立修行緣起

6 母者阿刀氏夢見天竺聖人來入胎中懷任寶龜五年甲寅誕生也 (6・空海)

○大師御行狀集記

7 誕生條第三

傳曰寶龜五年甲寅月日時誕。懷妊十二箇月之間。雖有種々異相等。具不述。(495・空海)

○拾遺往生傳

8 母慶雲四年丁未正月十五日夜夢。微敷蓮花二莖。從空飛而入口矣。覺後胸中吞物。遂以有身。(中略)和銅元年戊

申正月十五日平旦誕生。(卷上 587下9・善仲・善算)

9 砂門開成者柏原天皇之子也。天皇在藩之時。密合于下女所生云々。誕生之日。母無苦痛。(卷上 588上4・開成)

10 偏祈一事。以限七日。第四日曉。得好夢歸。遂有身。神護景雲元年丁未大師誕生矣。(卷上 588下12・最澄)

11 其母懷孕之間。身心多恙。誕生之時。以爲不祥。棄之路上。更不復顧。馬牛去而不踏。鳥獸來而不傷。三日不死。

(卷上 585下5・源算)

12 嘗母夢。天人來入懷中。覺後有身。誕生之時無苦痛。(卷中 601上6・淨藏)

○後拾遺往生傳

13 其母物部氏。憂無一子。祈請三寶。夢坐海中見天上。日光遙來入懷中。厥後不久有身。延喜十二年秋九月三日午剋誕生矣。(卷中 653上16・良源)

○三外往生記

14 母頻感夢。遂得誕生也。(672上2・増全)

15 母后夢。胡僧來云。將託君胎。夢驚之後。不歷幾程。皇后有娠。十箇月閒。后不嘗葷腥。誕生之日。神光照室。

(675上5・二品法親王)

○弘法大師御傳

16 誕生國土

18. 17 寶龜五年甲寅誕生。(中略) 父母夢。聖人自天空飛來。入我等懷。仍妊胎。經十二月誕生。(526・空海)

○高野山往生傳

19 母夢。月輸入胸間。即以懷妊。永承三年戊子誕生(699上12・良禪)

以上の用例から伝記資料に於ける漢語「誕生」の出生の対象を検討してみると、その素姓は、上は用例番号2、3の皇子から、下は用例番号13の地方氏族の子息まで幅広い範囲の人物に対して使用されていることに気付かれる。そして、漢語「誕生」の使用される場面の表現にまで注意を払ってみると、点線を施したように、出生に際して、用例番号4の如く紫雲が聳いたり、用例番号6の如く母親の夢に僧侶が現れる等の、仏教的な奇瑞表現を伴っていることに気付かれる。

それを次の表2の如く示した。

表2

作品名	奇瑞表現を伴う用法	奇瑞表現を伴わない用法
唐大和上東征傳		1
日本靈異記		2 3
慈覺大師傳	4	
贈大僧正空海和上傳記	5	
金剛峰寺建立修行緣起	6	
大師御行狀集記	7	
拾遺往生傳	8 9 10 11 12	
後拾遺往生傳	13	
三外往生記	14 15	
弘法大師御傳	16 17 18	
高野山往生傳	19	

「誕生」の例、全19例中の16例までが奇瑞表現を伴って使用されている。又、用例1の『唐大和上東征傳』の例は「誕生像」という例の為に出生時の表現が現れ難いのでこれを除いて考えるが、その他、奇瑞表現を伴わない用例は『日本靈異記』の例(用例2、3)で皇子に対して使用されている一方、奇瑞表現を伴う漢語「誕生」の使用は、孰れもが僧侶の伝記、つまり僧伝資料であることに気付かれる。『日本靈異記』はその内容上、靈驗記である為に伝記として扱え得るが、

僧伝資料とは言い難い。)より厳密に言えば、奇瑞表現を伴う漢語「誕生」の使用は、僧伝資料のみに限定されている。それ故に、僧伝資料に於いては、漢語「誕生」の使用と奇瑞表現との間には相関性があるものとして理解出来そうである。そして、この奇瑞表現を伴う漢語「誕生」は、僧侶に対して用いられており、又、素姓の上では地方氏族の子息までも含んで幅広く使用されている。

ここで、これらの結果を、漢語「誕生」に関する先行研究と比較してみる。

従来の説としては、佐藤喜代治博士の御論が存し、そこに於いては、次の△参考1▽のように述べられている。

△参考1▽佐藤喜代治「中世の漢語についての一考察」〔国語学〕84 昭46・3…「国語語彙の歴史的研究」昭46・11 再録

・以上の例によつて考へれば、平安時代は皇子について「降誕」「誕生」といふ語を用ゐたものと思はれる。(中略)平安時代から鎌倉時代にかけて皇子以外に、広く臣下にも「誕生」といふことがあつたか否かは明確ではないが、少なくとも鎌倉時代になると、臣下にも「誕生」といふことが行なはれたと考へられる。しかし臣下の場合でも高貴の身分の者について用ゐてゐる。(傍線は稿者が私に施した。)

先に検討した如く、僧伝資料に於いて見出された奇瑞表現を伴う漢語「誕生」の用法は、出生の対象に皇子以外の人物も認められるなど、△参考1▽で指摘されていない用法の存することが知られる。

そこで、このような僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法が、本邦諸文献の漢語「誕生」の用法の中に於いてどのような位置づけをされるべきか、又、どのような過程を経て本邦の僧伝資料に現れたのかという二つの観点から検討を進めて行く。(論を進める際に佐藤論文と用例が重なるものも存するが、取り扱い方が異なる為その旨を示していない。)

四、平安時代以前の和文に於ける漢語「誕生」の使用状況

先行研究との関わりから、まず、本邦文献を検討する。

平安時代に於ける漢語「誕生」に関する考察を行なうに際して、まず、和文に於ける用例を検討する。その際、和文を以下の如き文章ジャンルに分けて検討した。

△歌集▽

萬葉集・古今和歌集・後撰和歌集・伊勢集・齋宮集・曾丹集・馬内侍集・四條宮下野集・拾遺和歌集・後拾遺和歌集・金葉和歌集・極樂願往生歌・詞花和歌集・梁塵秘抄・千載和歌集

△歌論▽

歌經標式・倭歌作法・和歌式・和歌體十種・類聚證・新撰和歌髓腦・新撰髓腦・九品和歌・能因歌枕・隆源口傳・俊賴髓腦・奧義抄・和歌童蒙抄・袋草子

△散文（物語・隨筆・日記）▽

竹取物語・伊勢物語・土左日記・平中物語・大和物語・多武峰物語・落窪物語・蜻蛉日記・宇津保物語・枕草子・和泉式部日記・紫式部日記・源氏物語・いほぬし・大鏡・榮花物語・夜の寢覺・堤中納言物語・更級日記・濱松中納言物語・狹衣物語

又、参考として、同じ平仮名文資料である△消息・書状▽を加え、四類の文献群に漢語「誕生」の例が存するか否かを確かめることとした。

△消息・書状▽

北山抄紙背假名書狀・藤原行經書狀・大納言房讓狀案・某書狀（東南院文書）・追捕使山口清任書狀・奉恒書狀案・根

來要書文書・虚空藏菩薩念誦次第紙背文書・佛頂抄紙背文書・不空三藏表制集紙背文書・灌頂阿闍梨宣旨官牒紙背文書・後白河法皇宸翰書狀・諸佛菩薩釋義紙背文書・三寶感應要錄紙背文書・源賴朝書狀・藤原俊成假名書狀・保延二年二月十日某書狀・佐伯佐長讓狀・菅原定隆書狀・保元三年六日某讓狀・文泉抄紙背文書・高階氏女菩提寺讓狀・梶原景時室書狀寫

これらの調査によれば、平安時代の和文に於いては、漢語「誕生」の例は次の『大鏡』の中の1例のみであった。

20 又のとし五月四日こそは冷泉院（つぐな）は誕生（うまれ）せしめたまへりしか（大鏡） 213・9

この『大鏡』の例は、△冷泉院▽という皇族（皇子）に対する使用であり、従来の指摘に適う例である。

和文は、「和語」が主として用いられ、漢語使用が少ないといわれる文献だけに、漢語「誕生」の使用も少ない。このような資料に於いては、従来の指摘から外れる用例を見出すことも困難であろうと考えられる。

そして、和文では一般に、次の△参考2▽の例の如く、「むまる」といった語が「誕生」の代わりに使用されている。
△参考2▽

・むまれし時より思ふ心ありし人にて故大納言いまはとなるまてたゝこの人の宮つかへのほいかならずとけさせたまつれ（源氏物語） 桐壺14・3

そこで、平安時代の和文は、僧伝資料に於ける奇瑞表現を伴った漢語「誕生」の用法と関わるとは考え難いという結果になる。

五、平安時代以前の日本漢文に於ける漢語「誕生」の使用状況

ここでは、和文に次いで、日本漢文と称される日本人の手になる漢文を検討する。稿者が調査した文献を、以下の如き八類に分けて検討を行なうこととした。

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

〈史書類〉

古事記・風土記・日本書紀・續日本紀・日本後紀・續日本後紀・日本文德天皇實錄・日本三代實錄

〈古記録類〉

貞信公記・九曆・小右記・權記・御堂關白記・左經記・春記・水左記・帥記・後二條師通記・長秋記・殿曆・永昌記

〈古文書類〉

古京遺文*・續古京遺文*・雲州往來・和泉往來・高山寺本古往來・垂髮往來・寧樂遺文*・平安遺文*・東山往來・菅丞相往來・釋氏往來〔*〕の付されたものは、實際の文獻名ではない。古文書の場合、一文獻が片々たるものである爲、各文獻名の全てを擧げる譯にはいかず、便宜上、それらを集成した書の名を示す。)

〈法制書類〉

延喜式・令義解・令集解

〈注釋書類〉

文鏡祕府論・作文大體・口遊・音樂根源抄・管弦音義

〈漢詩書類〉

懷風藻・凌雲集・文華秀麗集・經國集・遍照發揮性靈集・都氏文集・田氏家集・菅家文章・菅家後集・雜言奉和・粟田左府尚齒會詩・天徳三年八月十六日鬪詩行事略記・善秀才宅詩合・資實長兼兩卿百番歌合・扶桑集・本朝麗藻・江吏部集・侍臣詩合・本朝文粹・江都督納言願文集・朝野群載・本朝續文粹・高山寺表白・高山寺本表白集・本朝無題詩・法性寺入道殿御集

〈文筆類〉

浦島子傳・富士山記・續浦島子傳・新猿樂記・玉造小町壯衰記・將門記・傀儡子記・遊女記・狐媚記・暮年記・陸
奥話記

〈教義書類〉

法華義疏・因明論疏明燈抄・唯識論疏肝心記・三教指歸・往生要集

これら、凡そ150種の文獻中に、漢語「誕生」の例は現在、27例を見出せた。

そこで、これらの例を出生の対象に着目して分類すると、大きくは三類、細かくは五類になる。これらについて、以下に検討していく。

I、用法の検討

A 君主（の子女）

①天皇（の子女）

21 閏九月丁卯。皇_子誕生焉。（『續日本紀』神龜四年九月丁卯條）

22 天皇御中宮。爲皇_子誕生。赦天下大群罪已下。（『續日本紀』神龜四年十月癸酉條）

23 僧綱及僧尼九十人上表。奉賀皇_子誕生。（『續日本紀』神龜四年十一月庚子條）

24 天皇誕生。有乳母姓神野。（『日本文徳天皇實錄』嘉祥三年五月五日條）

25 廿五日丙子辰剋、男_皇子誕生、（『權記』寛弘六年十一月二十五日條）

26 其後不經幾年頻男_皇子誕生（『左經記』長元七年八月廿五日條）

27 於左仗座仰云、自今日三ヶ日、於神祇官西院、中宮平安可令誕生_{男子}給之由、可祈申伊勢御神宮者、（『左經記』長

元八年六月廿日條）

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

- 28 于時申一刻也、男皇子誕生、〔長秋記〕元永二年五月廿八日條
- 29 御乳付事、康和元年御誕生記曰、正月十六日皇子御誕生、〔長秋記〕元永二年五月廿八日條
- 30 皇子誕生天下大慶事、〔長秋記〕元永二年六月條
- 31 參上條皇子誕生天下大慶也、〔長秋記〕元永二年六月六日條
- 32 未終皇子誕生、第五皇子、〔永昌記〕大治四年閏七月廿日條
- 33 進御誕生勅文、〔永昌記〕大治四年閏七月廿一日條
- 34 我朝反正天皇誕生時、齒如一骨。是又未即位時號爲瑞齒皇子。〔東山往來〕398・9
- 35 皇女誕生五日和歌并序、〔本朝續文粹〕卷十 和歌序 170・13
- 36 聖主御誕生浴殿讀書博士。御踐祚之初。必昇殿。〔本朝無題詩〕卷三 翫月 29上14
- 37 長慶子

我朝樂也用明王子誕生之時作之、〔音樂根源抄〕138

A①の例は、用例に波線を施して出生の対象を示したように、孰れも天皇(の子女)の出生に対して使用された漢語「誕生」の例であり、先行研究によって指摘されている用法である。

②公主

38 抑有一公主弟子長女也金卿讓譽蘭陵慙名雖□蒸嘗之禮未忘誕生之恩、〔江都督納言願文集〕卷二 25オ7

A②の例は公主の出生に対して使用された漢語「誕生」の例である。つまり、②では中国の君主である公主の出生に対する用法の例である。

B 仏教者

①佛・菩薩

39 佛法興釋迦如來、淨飯王卽位卅二年四月八日誕生（『紀伊國金剛峯寺解案』No.46）

40 一代正教者。太聖牟尼之所説也。誕生踏蓮。藍毘園之風先香。經行觀樹。（『本朝續文粹』卷十二 願文上 205・12）

41 夫牟尼者。雖爲子而世雄也。摩耶者。雖爲母而人倫也。釋氏宮中。告別於誕生七日之裏。（『本朝續文粹』卷十三 願文下 223・3）

B①の例は孰れも佛や菩薩の出生に対する用法の例である。

②将来（後世に）佛や菩薩となるべき人物（僧侶）

42 傳燈法師位齋然天慶元年戊戌正月廿四日誕生、俗姓秦氏、（『僧齋然結緣狀』No.456）

43 傳燈法師位義藏天曆四年庚戌七月十五日誕生、俗姓多治氏、（『僧齋然結緣狀』No.455）

44 右溫室洗浴之行者、得度成佛之謀也、依之簡每年七月七日之良辰、誓欲修洗浴衆僧善根、所修非他、爲父爲母也、夫慈父撫育之德、高々須彌、悲母誕生之恩、深々巨海、（『珍慶田地施入狀』No.359）

このB②の例を検討してみると、用例番号42、43の例は、佛との結縁を行なう例であり、又、用例番号44の例は、点線を施したように、用例中で「得度成佛之謀」と述べ、孰れも後世の成仏を願う文章中に漢語「誕生」が使用されている。そのことから考えて、この②の例は、将来（後世に）佛や菩薩となるべき人物の出生²に対して漢語「誕生」が用いられていると考えられる。その意味に於いて、このB類②の用法は、B類①の佛や菩薩に対する使用に準じた用法と考えられる。

C 貴族

①貴族の子女

45 問明法博士有眞云、無服之殤有暇之由見令文、但誕生之後三月之中不可然歟如何者、

46 有眞云、無服之殤有暇之條三月以後之事也、誕生之後三月以前專無其事者、（『水左記』永保二年四月十四日條）

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

47 卯時誕生女兒、二時許不胞胎、仍結着切之、種々立願祈誓、(『權記』寛弘四年十一月二十日條)

C①の例は、用例番号45、46の例の「無服之殤」という語からも知られるように、「子供の死」と関わる用例である。又、用例番号47も、『權記』の作者藤原行成の娘が出生時に「二時許不胞胎」である為に、「種々立願祈誓」を行なうなど、この文脈から娘が死に瀕していることが知られる。

実際、「胞」(胎盤)の落ちないことが「子供の死」の如くに捉えられたことは次の△参考3▽に掲げた記述からも窺える。

△参考3▽

・行基菩薩。屬姓高志氏。和泉國大鳥郡人也。菩薩初出胎。胞衣裏纏。父母忌之閣樹岐上。

(『日本往生極樂記』行基)

そこで、このC①の用法とは、「子供の死」に関わる場合に限って、その出生の対象が孰れであるのかを問わずに漢語「誕生」を使用しているものと考えられる。

つまり、「子供の死」に対する当時の考え方、いわば、民間信仰の如きものが、漢語「誕生」の出生に対する用法の制限を取り外したものと考えられる。⁽²⁾

但し、この点に就いては、用例数が少ないために明確なことは言い難く、今後の検討に期すべき課題として、ひとまずは保留したいと考える。

とは言え、少なくとも、このC①の用法が、先のA・Bの用法とは異なる用法であると言えそうである。

以上の結果からすると、平安時代に於ける漢語「誕生」の用法は、次の※印として示したように、A類からC類までの大きくは三類に分類でき、その下位がまた幾つかに細分できることが知られる。

※漢語「誕生」の用法

A 君主（の子女）に対する使用

①天皇（の子女）に対する使用

②公主（の子女）に対する使用

B 仏教者に対する使用

①佛・菩薩に対する使用

②将来（後世に）佛や菩薩となるべき人物に対する使用

C 貴族

①貴族の子女に対する使用

II、僧伝資料に於ける漢語「誕生」の位置

今までに述べてきた結果を踏まえた上で、僧伝資料に於ける漢語「誕生」の位置付けを行なってみる。そのために、まず、僧伝資料に於ける漢語「誕生」使用時の奇瑞表現の存在意義に就いて考える。

僧伝資料に於ける漢語「誕生」は、仏教的奇瑞表現を伴っていることから、※印で示した分類に於けるB類「仏教者に対する使用」に位置付けられる。しかし、この奇瑞表現は、他の文献群に於いて漢語「誕生」が使用される場合には存在しておらず、表現レベルに於いて、僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法の独自性を示している。

更に、この奇瑞表現は、単なる表現レベルに於ける独自性を示すには留まらないと考える。

僧伝資料に於ける漢語「誕生」が奇瑞表現を伴っていることは、一種の仏教的性格性の付加と理解でき、そして、僧侶に対する仏教的性格性の付加は、僧侶を佛や菩薩になぞらえたものと考えられる。

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

事実、佛や菩薩の出生時に奇瑞の起こることは、次の参考4√の点線部の如く、菩薩の出生時に「示現一切佛神力」と經典にも記されており、当時に於いてはそのように理解されていたものと考えられる。

参考4√

・菩薩在母胎中示現一切佛神力甚微細。菩薩示現誕生事甚細。(「新譯華嚴經」)

とすれば、僧伝資料に於ける漢語「誕生」は、B類「仏教者に対する使用」の②の如き「将来(後世に)佛や菩薩となすべき人物に対する使用」ではなく、現時点、即ち、出生時点で、「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」として考えられる。

それ故に、漢語「誕生」使用時に於ける奇瑞表現の有無が単なる表現レベルに於ける独自性を示すのみならず、発想レベルに於ける独自性をも示すと考えられる。その意味に於いて、B類の項目に、この僧伝資料に見出された用法、つまり、「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」をB類③として特立することが出来そうである。

では、このような独自の用法が存する理由を考えてみる。その理由として、僧伝という伝記の性格が関わっていると考えられる。伝記に於いては、特定の人物が記録されるだけの存在価値のもとに記録されている。そこで、特定人物の出生時に於いて、奇瑞を記録し、漢語「誕生」を用いれば、その人物の貴さが高まり、とりわけ僧侶であれば仏教者としての神格性(貴さ)が高まり、その人物が伝記としての僧伝に記録されるだけの価値も高められる。

つまり、僧伝資料に於ける漢語「誕生」は、伝記人物(伝記に記載される人物)の存在価値を高める表現措置の一方法として使用されており、そして、奇瑞表現は、漢語「誕生」を先の如き目的のもとに使用する場合に、本来の「仏や菩薩に対する使用」に準ずることを明示し、伝記人物の神格性を佛や菩薩のレベルにまで引き上げる為に付加されたものと考えられる。言い替えれば、伝記資料に於ける漢語「誕生」の用法は、奇瑞表現によって伝記人物の仏教的神格性が高められたときにのみ存在し得る用法と考えられる。

この△表3▽から、僧伝資料に独自のB類③「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」という用法は、本邦文献に於いては早い時期から用例が存在し、又、その用例数も多いことが知られる。ということは、この僧伝資料に独自のB類③の用法が本邦に於ける他文献の用法から派生的に成立した用法ではないと考えられる。

つまり、その出自を考える場合には、本邦文献以外を検討する必要が存するものと考えられる。

そこで、次に、中国文献に於ける漢語「誕生」の例に就いて検討する。

六、中国文献との関わり——漢語「誕生」の受容経路——

ここでは、中国文献を漢籍と仏典、又、本邦の僧伝資料との関わりという点から中国の伝記資料に注目して漢語「誕生」の用例を検討し、本邦の漢語「誕生」の用法の出自となり得るか否かを検討する。但し、Cとした用法、即ち、「子供の死」と関わる用法は、本邦に於ける民間信仰と関わっているかとも疑われる為、保留とする。そこで、ここでは、A・B二類の用法を対象として検討する。

まず、本邦に於けるA類「君主（の子女）」に対する使用」に就いて検討する。この用法は、本邦に於いても「公主（の子女）」に対する使用、即ち、中国の君主に対する使用の存することから、漢籍にその出自を求められるのではないかと予想される。

そこで、漢籍にその用例を求めると、△参考5▽の如く、君主に対する使用例が見出された。

△参考5▽

・今冲帝母虞大家、質帝母陳夫人、皆誕生聖皇、而未有稱號。（『後漢書』 皇后紀第十下 陳夫人伝）
又、次の△参考6▽に示した『康熙字典』の記述も参考になる。

△参考6▽

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

廣韻徒早切。集韻韻會蕩早切。正韻徒宜切。竝音袒。說文詞誕也。徐曰妄爲三大言一

也。廣韻欺也。書無一逸乃逸乃諺。既誕。蔡傳誕一妄。孔傳欺一誕。史一記扁鵲傳先一生得レ

無レ誕レ之乎。荀一子修一身篇易レ言曰レ誕。說一苑尊一賢一篇口銳者。多レ誕而寡レ信。又正韻

放也。左一傳昭元一州一犁曰。子姑憂三子一哲之欲二背一誕一也。註放誕也。晉書羊曼傳阮

一孚爲ニ誕一伯一。又爾雅釋詁大也。書大禹謨帝乃誕敷ニ文一德一。傳大也。詩大雅誕

彌ニ厥月一。毛傳大也。宋傳發一語辭。書大禹謨帝乃誕敷ニ文一德一。傳大也。詩大雅誕

後漢虞美人傳誕一生聖皇一。(後略)

この『康熙字典』に於いては、種々の字義が存するが、そのうち、「生まれる」の意味で用いられた「誕」字の用例は、『大廣益會玉篇』に於ける「天子生日降誕。」とある記述や先に示した八参考5Vの『後漢書』の例であつて、これらから考えるならば、漢籍に於いては「誕」字を君主(の子女)に対して使用する用法が存したものと考えられる。又、「誕」字の字義に「大」とあることから考えて、「誕生」が「大いなる生まれ」とも理解でき、「誕生」の出生の対象が特別な人物であらうことも想像に難くないところである。

そこで、本邦に於ける漢語「誕生」の用法の内、A類「君主(の子女)に対する使用」は、漢籍の用法を出自としているのではないかと考えられる。

次に、本邦に於けるB類「仏教者に対する使用」に就いて検討してみる。この用法に就いては、仏典の中にその用例

を見出すことが出来る。例えば、次の△参考7▽の如き例である。

△参考7▽

ア、・菩薩（音）在母胎中示現一切佛神力甚微細。菩薩示現誕生事甚細。（新譯華嚴經）

・衆人當謂后生菩薩必有惱患。欲現安穩。母適攀樹枝菩薩誕生。是爲菩薩權方便。（釋迦譜）卷一）

イ、・善男子偏於一切三千大千佛國土中或衆推許增上王家。或衆推許大福田家同時入胎誕生長大受欲出家示行苦行。

捨苦行。已成等正覺。次第示現。是名如來示現化身方便善巧。（解深密經）卷五）

アの例は、菩薩の出生に対して漢語「誕生」が用いられている。その意味に於いて、本邦に於ける漢語「誕生」の用法の内、B類①「佛・菩薩に対する使用」に通ずるものと考えられる。

一方、イの例は、善男子が王家や富家の子として生まれ、出家・修行によつて如來としての力を示す場合に漢語「誕生」が用いられており、「將來如來となるべき人物の出生」に就いて漢語「誕生」が使用されている。その意味に於いて、本邦文献に於ける漢語「誕生」の用法の内、B類②「將來（後世に）佛や菩薩となるべき人物に対する使用」に通ずるものと考えられる。

そこで、本邦に於けるB類①②の用法は、仏典の用法を出自としていると考えられそうである。

又、本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法であるB類③「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」に就いても検討する。対象とする用法を中国の仏典や伝記資料を中心に調査したが、中国文献に於いては非常に見出し難く、次の△参考8▽の例の如く、点線部のように奇瑞表現が存しても漢語「誕生」が使用されていない例が存するなど、本邦の僧伝資料に比べて使用例が乏しいようである。

△参考8▽

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

・釋智儼姓趙氏天水人也。高祖弘高尙其志。父景申州錄事參軍。初夢梵僧執錫而謂曰速宜齋戒淨爾身。遂驚覺。又聞異香有娠焉。及嚴生數歲卓異凡童。(『華嚴祖師傳』)

とは言え、用例が皆無なわけではなく、△参考9▽の如き例が存する。

△参考9▽

・比丘尼妙法俗姓李氏京兆長安也母閔氏初夢一梵僧持三莖蓮花授而語之曰与爾良種宜善護持因有焉遂誕生立字稱蓮花(東大寺図書館蔵『法華經傳記』第六)

この例は、△参考9▽で東大寺図書館蔵本を引用したことから知られるように、本邦に伝わった文献であり、又、△参考10▽『探要法華驗記』の中にも引用されて訓読されている。

△参考10▽

・比丘尼妙法〔者〕(ハ)京兆長安(ノ)人也・母夢に(ミラ)ク一(リ)ノ梵僧三莖の蓮花(反)ヲ持(チ)之(反)ヲ授(ケテ)曰(ハク)汝(汝)宜(シク)護(護)持(持)すベシ(ト)即(チ)妊(妊)氣(反)有(リ)遂に誕(誕)生(スル)コトヲ得たり。(『探要法華驗記』下18ウ)

そのような点から考えて、本稿で問題とする、本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法であるB類③「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」もその出自を中国の伝記資料に求められ、とりわけ、中国の僧伝資料を出自としていないのではないかと考えられる。又、そのように考えれば、文章ジャンル上、「僧伝」という点で共通する中国文献と本邦文献とが漢語「誕生」の受容に関してつながることとなり、自然なものとして理解できる。

これらの結果を踏まえ、漢語「誕生」に関する中国文献と本邦文献との受容経路を考える。その為にまず、本邦に於ける各用法を資料別に観ると、次の※印「本邦に於ける各用法の資料別分類」のような結果となる。⁽⁴⁾

※本邦に於ける各用法の資料別分類

A 君主（の子女）に対する使用

① 天皇（の子女）に対する使用

・ 史書類

・ 古記録類

・ 注釈書類

・ 漢詩文類

② 公主（の子女）に対する使用

・ 漢詩文類

B 仏教者に対する使用

① 佛・菩薩に対する使用

・ 漢詩文（願文）類

・ 仏教教義書類

・ 古文書類

② 将来（後世に）佛や菩薩となるべき人物に対する使用

・ 古文書類

③ 佛・菩薩に擬される人物（奇瑞表現を伴う）に対する使用

・ 伝記（僧伝）類

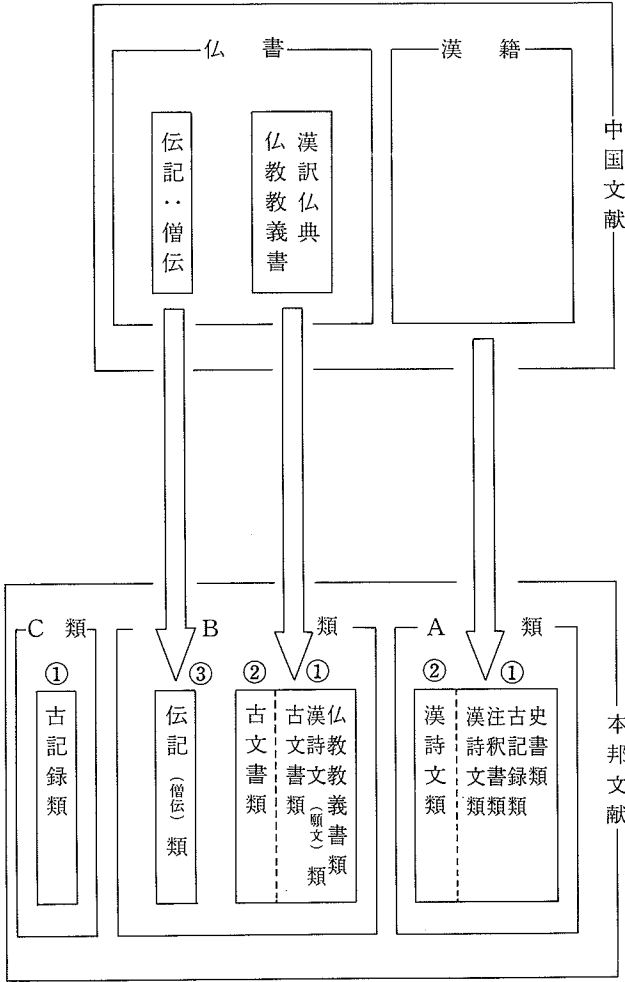
C 貴族

① 貴族の子女に対する使用

本邦の僧伝資料に於ける漢語「誕生」の用法に就いて

・古記録類

そして、この結果をもとに、漢語「誕生」に関して、出自となるべき中国文献から本邦文献へという受容上の流れを示すと、次の△図1▽の如き図となる。



△図1▽本邦に於ける漢語「誕生」の受容経路

つまり、△図ⅠⅤの如く、本邦に於ける漢語「誕生」の受容経路を考えた場合には、その経路が複数になることが知られる。

そして、僧伝資料に於けるB類③「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」の用法は、受容経路の一つとして特立され得るものであると考えられる。即ち、漢語「誕生」に関して、本邦に於いて僧伝資料が独自の用法を有していた理由は、本邦の他文献に於ける他の用法の派生によるのではなく、他文献に於ける他の用法とは異なる出自、又、他文献に於ける用法とは異なる受容経路を有していた為と考えられる。⁽⁵⁾

七、おわりに

本稿では、漢語「誕生」の用法のうち、奇瑞表現を伴い、「佛・菩薩に擬される人物に対する使用」という用法が本邦に於いては僧伝資料に独自の用法であり、△僧伝Ⅴという文章の性格に立脚した用法ではないかと考察した。そのような意味に於いて、漢語の用法に関する一問題として本稿を位置付けられる。そして、このような用法は、従来報告されていない用法であり、僧伝資料を中心とする伝記資料を調査することによって初めて知られるものであることから、国語史研究に於ける伝記資料、伝記類和化漢文の資料的価値をも示し得ると考える。

又、漢語受容史という観点からは、本邦に於ける漢語「誕生」が、一語形でありながらその用法上の出自が大きくは二種、細かくは、三種に分れることを示した。そこで、本稿に於ける検討から、漢語受容史研究に於いて、「漢語一語形に対する出自の複層性」という観点を入れる必要も起るものと考えられる。又、中国文献に出自を求める場合に、従来は、漢籍と仏典という二つを想定していた観が存するが、本稿によって、仏典の下位分類、若しくは伝記資料を特立する可能性も窺われる。又、同時に、今後は、出自の観点に於いて、漢籍の下位分類の方法をも考えていく可能性も起るものと予想される。⁽⁶⁾

そのような点に於いて、本稿は、本邦に於ける漢語受容史の一問題としても位置付けられる。

以上、本稿は、「誕生」という漢語の語史研究として、又、漢語「誕生」を手懸りとした伝記資料、伝記類和化漢文の資料的価値の一側面をも明らかにするものとして提示したい。

注

- (1) …拙稿「和漢混淆文に於ける漢語「終焉」の出自に就いて——「往生伝」を出自とする漢語の存在——」(鎌倉時代語研究』第十五輯 武蔵野書院 平4・5)
- (2) …当時に於いて子供の死が呪術的な意味を有していたことは、民俗学の立場からの指摘も存するようである。又、次の記事(敦文親王が四歳で死んだときの葬送に関する記事)も参考になる。
- ・殿被仰云、今夕相具僧等奉送若宮者如何、又奉送置之後、暫付人於近邊可令守護也、若是有厭魅之者、即近過問者爲令防禦也、予申云、令相具給之事不可候者也、七歲之中尊卑只同事也、別事不可候歟者、良久退出、今朝召陰陽師被問日時方角、今日戌時巽之方吉云々、後聞、剋限已成、相具襦袢袍衣奉裹之後、大舍人頭長命奉持行也云々、左兵衛尉基行、右兵衛尉實友同供奉之云々、皆步行云々、無常之理筆札難盡者也、
- 〔水左記〕承保四年九月七日條
- (3) …「誕」字の字義には「偽(いつわり)」の意味も存する。「誕生」の字義が「大」であるか、「偽」であるかは明確にしがた^く、今後の検討に期すべきであるが、ともかく、中国に於いて、「誕生」の出生の対象として特別な人物に対しても使用されることは窺われる。そして、本稿に於いては、この確認のみに留まっている。
- (4) …漢語「誕生」の用法からみた和化漢文資料の分類が和化漢文の文体的特徴と如何に関わるかという点に就いては今後の課題となる。但し、この分類では、内容上、△仏典系和化漢文▽△漢籍系和化漢文▽△伝記系和化漢文▽といった形の分類と対応していることに注目される。漢語の意味・用法や出自が和化漢文の文体と如何に関わっているかに就いては非常に興味深い問題であり、この点に就いては、今後の課題として検討を進めて行きたい。
- (5) …このような僧伝資料に独自の漢語「誕生」の用法が従来指摘されなかつた背景は、従来の国語史研究に於いて僧伝資料が等閑視されていた為と考えられ、今後の研究に於ける僧伝資料への目配りの必要性を痛感する。
- (6) …可能性としては、韻文・散文といった分類も一案かと思われる。この点に就いては、今後、具体的な漢語を検討していくこ

とよつて明らかにしたい。

〈調査文献〉

調査文献に就いては、索引の存するものに就いてはこれを用いた。又、索引の存しないものに就いては、適宜、天理善本叢書・大日本古記録・増補史料大成・国史大系・新校群書類従・大正新脩大藏經・その他の影印本乃至は活字本を用いた。尚、用例を掲げた本邦文献に就いては以下に示す。

・『唐大和上東征傳』（寧樂遺文）・『日本靈異記』（岩波日本古典文学大系）・『慈覺大師傳』（『新校群書類従』）・『贈大僧正空海和上傳記』（『新校群書類従』）・『金剛峰寺建立修行緣起』（天理善本叢書『古樂書遺珠』）・『大師御行狀集記』（『新校群書類従』）・『拾遺往生傳』（岩波日本思想大系『往生伝 法華驗記』真福寺本・原本による確認済み）・『後拾遺往生傳』（岩波日本思想大系『往生伝 法華驗記』真福寺本・原本による確認済み）・『三外往生記』（岩波日本思想大系『往生伝 法華驗記』真福寺本・原本による確認済み）・『高野山往生傳』（岩波日本思想大系『往生伝 法華驗記』高野山大学本・原本による確認済み）・『弘法大師御傳』（『新校群書類従』）・『大鏡』（『大鏡の研究』）・『源氏物語』（『源氏物語大成』）・『續日本紀』（『新訂増補国史大系』）・『日本文徳天皇實錄』（『新訂増補国史大系』）・『權記』（『増補史料大成』）・『左經記』（『増補史料大成』）・『長秋記』（『増補史料大成』）・『永昌記』（『増補史料大成』）・『東山往來』（教科書大系）・『本朝無題詩』（『群書類従』）・『本朝續文粹』（『新訂増補国史大系』）・『音樂根源抄』（天理善本叢書『古樂書遺珠』）・『江都督納言願文集』（六地藏寺本）・『紀伊國金剛峯寺解案』（平安遺文）・『僧裔然結緣狀』（平安遺文）・『珍慶田地施入狀』（平安遺文）・『水左記』（『増補史料大成』）・『日本往生極樂記』（岩波日本思想大系『往生伝 法華驗記』真福寺本・原本による確認済み）・『東大寺図書館蔵『法華經傳記』（稿者の原本調査による）・『探要法華驗記』（醍醐寺本）

（付記）

本稿は、国語学会中国四国支部第三十八回大会（平成四年十一月十四日 於徳島大学）に於いて口頭発表したものをもとに纏めたものである。席上では下河部行輝氏・山本真吾氏より、その折の研究懇談会では関一雄氏・榎木久薫氏より、発表後には鈴木博先生・沼本克明先生・原卓司氏・山本秀人氏より貴重な御教示を賜った。記して深謝申し上げる。

又、成稿に際して、小林芳規先生・室山敏昭先生には終始変わらぬ御教導を賜った。ここに銘記し、厚く御礼申し上げる。